

市民税・都民税納入申告書（退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書）への「法人番号又は個人番号」の記載について

マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日から退職所得等の分離課税に係る所得割の納入申告書に法人番号（個人事業主の場合は個人番号）の記入が必要となりましたので御留意ください。

●特別徴収義務者が個人事業主である場合

金融機関等においては、現在、【個人番号】を取り扱うことができないため、次のように提出してください。

(1) 特別徴収に係る納入書の裏面は、「退職所得等の分離課税に係る納入申告書」としては使用せず、表面のみ記入したものを金融機関等に提出し納入してください。

(2) 「退職所得等の分離課税に係る納入申告書」に【個人番号】を含む必要事項を記入し、郵送等により福生市役所収納課へ直接提出してください。

(予備として同封している特別徴収に係る納入書の裏面、又は、右の用紙を切り取って利用してください。)

市民税・都民税 納入申告書																
福生市長あて							年 月 分									
年 月 日 提出							人 員		人							
納入税額の 内訳	納税義務者住所		支払金額		勤続年数	市民税額										
	納税義務者氏名					都民税額										
	住所		円		年	円										
	氏名					円										
住所		円		年	円											
氏名					円											
退職手当等支払金額							十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	市民税															
	都民税															
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。																
(特別徴収義務者)										(受付印)						
住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 法人番号 又は 個人番号										印						